

開発審査会基準第13号

介護老人保健施設

介護保険法第94条に規定する介護老人保健施設（社会福祉法第2条第3項第10号に規定する第2種社会福祉事業の用に供せられるものを除く。）のための開発行為又は建築行為で申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 当該施設が厚生労働省の定める「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（以下「厚生労働省の基準」という。）及び愛知県の定める「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第70号）第四章」に適合し、開設が確実に許可される見込みがある旨の確認が愛知県福祉局高齢福祉課においてなされたものであること。
- 2 厚生労働省の基準第30条に規定する協力病院が近隣に所在する場合等当該施設を立地させることがやむを得ないと認められるものであること。
- 3 所在市町村長の支障がない旨の副申書が添付されているものであること。
- 4 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が3,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

附 則

この基準は、昭和63年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年5月11日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年7月18日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年5月16日から施行する。